

全産廃連発第 33 号
平成 24 年 5 月 30 日

各正会員

会長・理事長 様



排出事業者と処理業者との廃棄物情報のやり取りの不足による
重大事故防止の注意喚起について（お願い）

当連合会の事業の運営につきましては、日頃から格別のご協力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

さて、関東地方の浄水場の水道水から水質基準を超える有害物質（ホルムアルデヒド）が検出された事について、排出事業者が産業廃棄物処理会社に処分を委託した廃液に含まれるヘキサメチレンテトラミン（HMT）が適切に処理されないまま利根川水系に放流された可能性が高いという旨の報道が行われております。詳細については原因究明が待たれるところですが、新聞報道によれば、排出事業者から産廃処理業者に、廃液の分析値として全窒素のデータは報告されていたものの HMT との表記はなかったこと等、排出事業者と処理業者の間での廃棄物情報の共有についての問題が指摘されております。

廃棄物を適正に処理するためには、各々の廃棄物の特性に応じた処理が必要であることから、廃棄物処理法の委託基準では、排出事業者は処理適正のために必要な省令で定める事項に関する情報を処理業者に提供することが定められています。

また、環境省では、処理過程における事故を未然に防止するとともに、環境上適正な処理を確保することを目的として、平成 18 年 3 月に「廃棄物情報の提供に関するガイドライン-WDS ガイドライン- (Waste Data Sheet ガイドライン)」を策定しています。これは、排出事業者が提供すべき廃棄物の性状等の情報について具体的に解説し、排出事業者が処理業者に産業廃棄物の処理を委託する際の廃棄物情報の提供の望ましいあり方を示すものです。

ガイドラインでは、廃棄物の情報は、排出事業者から処理業者への一方通行ではなく、情報のやり取りを通してより正確な情報となり、当該廃棄物の適正処理が可能となることを認識すること、排出事業者及び廃棄物処理業者がともに本ガイドラインの活用によりコミュニケーションを活発に行うことが望まれるとしています。

貴職におかれましては、排出事業者と処理業者との情報のやり取りの不足による事故の未然防止に向けて、傘下会員に WDS ガイドラインを周知する等の特段のご配慮を下さいますようお願い申し上げます。

※ 「廃棄物情報の提供に関するガイドライン-WDS ガイドライン- (Waste Data Sheet ガイドライン)」は環境省ホームページの以下の URL からダウンロードできます。

<http://www.env.go.jp/recycle/misc/wds/index.html>

(担当：調査部 日浦)